

六月二十四日(第七日)

南議文散會時刻 (自 十時三十分 至 十二時十分)

議席 六 議席 六 議席 六

一 番	仲村春正	八 番	如花正次	五 番	天久盛雄
二 番	岸本利美九	九 番	米畑清祐	六 番	当山伸太郎
三 番	伊佐真一	一〇 番	仲本正重	七 番	米沢善盛徳
四 番	佐藤美徳祐	一一 番	花城清善	八 番	若里敏行
五 番	中山勝豊	一二 番	中里幸助	九 番	柳原正賢
六 番	安里良朝	一三 番	松本利彦		
七 番	峰向健一郎	一四 番	山本朝徳		

三 次 席 議員 一 名 一 八 番 稻 嶺 盛 三

四 市町村自治法第七十條の規定により、會議事決説明のため出席し
た者次の通りであります。

村長 仲村春勝 財政課長 当山全盛
助役 美屋真徳 経済課長 澤山安一
収入役 仲村春松

五 議事日程の次を通りである。

- 日程第一 議案三〇四号 育英資金積立條例について (撤回)
- 日程第二 議案三八号 育英會資金の積立について (可決)
- 日程第三 議案三二五号 基本財産基金積立條例改定について (可決)
- 日程第四 議案三六号 消防車購入資金積立條例について (可決)

宜野灣村役所

日程第五	議案第七号 児童養護施設条例改正について (可決)
日程第六	議案第六号 宜野湾村税条例の一部を改正する条例について (可決)
日程第七	議案第九号 手数料及び負担料徴収条例の一部を改正する条例について (可決)
日程第八	議案第十号 村消防隊条例の一部を改正する条例について (可決)
六	會議の顛末
議長	午後十時三十分開會宣言
	出席八名 欠席一名 出席者 中野村自治法第五十五條の規定により議會は改選致しきやうで、唯今より議會を開會します
議長	育英資金積立條例案について 議案撤回の案が村長より提出されております。
議長	休憩を宣言す(午後十時三十分)
	再開を宣言す(午後十時四十分)
議長	議案第七号 児童養護施設条例改正について 朝日新聞十時三十分の記事が、一時間たりと、大切に進めておくには、急務であるので、時間をもたずして議案運送の進め方を討ちあひたい。
議長	水道関係で政府へ交渉に参りますので、副議長に議長職務を依頼いたします。
副議長	では議長に代りて議案運送を進めて行きます。
	日程第九 議案第十号 育英資金積立條例案の撤回の議案が提出されて、撤回を旨として議案が撤回の致しきやうです。

宜野湾村役所

副議長	要議のしと唱うものあり
副議長	全費御要議の存否を仰うてありませうと議案第三号を撤回致します
副議長	お諮り致します日程の追加議案第三号を日程第三に持て来たいと思ひますか
副議長	要議のしと唱うものあり
副議長	御要議の存否を仰うてありませうと決定致します
	日程第二議案第三号首尾資金積立案を上提致します
	書記をして朗読させます
副議長	提案者の御説明をお願ひします
助役	適法の手続でなかつたので、本議案を上提致しました
一々番	積立金は現在額は又六三〇〇円の根拠は
助役	現在六三〇〇円を中でありませうと切り上げて六三〇〇円と致してあります
一々番	一教會計口本年度に限るとあるが今日に積立金の適法処置とどうかが正しんか
助役	昨日も今日も同じものでありませう同じ趣旨である
一々番	スクラップのありであれば、それだとはつきりさせる必要がある
一々番	昨日もさう言う印象を感じたが
一々番	今までの金の差当りも、未決金をにり合せたの事
	てあるとの事、不合理の金のあり
	金額では一三〇〇円で、一三〇〇円の差は一教會計のうと言ふ分

二 番	一四條、三條では一三三平積をとり、説明があったが、今までの雑部金を予算に入れたいか、それとも今までの累年をいって入れたいか
一五 番	入つておもしろい話があるが、昨年度での五才月はどうだったか、今までの積立の不備があるが、趣旨はスクラップ、繰入金の議決が先だと思ふ
助 役	雑部金を取りあうべき事では無い、これは予算の中
一 番	一般財政繰入をいふ意味で、その中から
副議 長	不積をいふ(十才十時五分) 再南をいふ(十才十時四分)
一七 番	議案第二四号と同様であり、質疑を打切さうという
一五 番	スクラップの金を繰入るといふ事であるが、それが他に入るまで、それ繰入るべきだと思ふか、如何と思ふ、経統審議の動議を提おします
	賛成と唱うものらしい
副議 長	先今の動議は賛成者たまため不成立になりました
二 番	向題は理由があるが、一般会計から計上してしまへば向題はいい、思ふ
一三 番	理由が論議され、それが不備の金を法令上に積み、二七であつて、金額は向題に過ぎない
二 番	理由が大まかである、理由であるが、昨年の力下あつて

二	番	思ふ事に行きたり
一	番	今迄の二番議と同感である。これを消さして下りなく。昨日の理由にこれに対する理由でわかかと思ふ。
助	後	理由が昨日の理由である。
副議長		休憩致します(午前十時五分)
一	番	再前致します(午前十時八分)
〃		質疑は否、力と認め打切つて宜い、とせうか。
副議長		質疑はしと唱う、あり。
〃		御質疑が、稱うで、あり、と下質疑を打切ります。
〃		討論をお願ひします。
一	番	原案に賛成、人材を育成すると言ふ事は、村々大なる財産
〃		であり、今までの、たとひと言ふことは、大なる損であり。
〃		我々の子弟を育成するに、おいて、良し、と、思ひますので
二	番	原案通り賛成致します。
〃		原案に賛成致します。五五年度で、一千万円で、執行出来る
〃		のみあり、これの執行は充分な、をつけておとし、又村が中心に
〃		して、過去の訂正によつて、すばらしい、発展すると思われ、う
〃		村が中心に、つて、一日も早く、進めて、おたい、
副議長		討論を打切つて、宜い、とせうか。
〃		質疑はしと唱う、あり。
副議長		御質疑が、稱うで、あり、と、討論を打切ります。
〃		唯今、三番、三番議員より、原案賛成の意見が、あります、が、他

宜野湾村役所

副議長	に御意見はありませぬ。
副議長	別に意見が有り称うてあります。原案通り全會一致で可決 決定致したいと思ひます。が、七人でも可決せうか。
副議長	異議なしと唱へらうが。
副議長	御異議がござらぬ稱うてあります。全會一致で議案第三八号 育英資金積立案を原案通り可決決定致しませう。
副議長	日程第三議案第三五号 基本財産基金積立條例設置案 を付議致しませう。
副議長	書記をして朗読せしめませう。
副議長	提案者の説明願ひませう。
助役	その方は理由に由りあります通り 政府の例もあります。ト その通りなしたと思ひます。
副議長	質疑を願ひませう。
一〇番	第三條に六年度限り、七年以上を積まるとありますが、
助役	これは一般會計として、今年度はかり多くして行なはれ、
一七番	唯今より七、八年の根據口予算と想違ひするが、如何か。
助役	予算の方と口割として、予算七口、これが八口と、では七口かと思つ
一〇番	七口、年度り分であらうか。
助役	毎年の予算で、毎年の支出を計るが、原則である。例年では 臨時出費が、必要の時である。
一〇番	利口一般會計へて行く積立分を入れるべきであらうと思つ
助役	範圍と目的で、何れ積立分であらうか。二半から得三分

宜野湾村役所

一五	番	第四條では一時使用が出来ない場合一時使用の時は見合をわ
		はなすなり
		積立の有価証券等による
	助	現金である
一三	番	最高額の必要があるが如何
	助	運用は議会の議決が必要である以下
	主	ソノ項の積立をいれた場合
	助	終戦直後
一	番	第三條の剰余金で法定額がある
	助	ない
一二	番	収益のために予り積立にたてる
		先づ番議員との質問にも関連するかも知れないが村の財政
		確立した上であろうが、利子の五年賦計に繰入る
一七	番	剰余金を一年から積立金に見積は
	助	予算の場合は一銭も積立に予想は出来た
三	番	第四條の議会議決を待てとあります、一般會計の場合
		議会の議決を経なくとも出来ると解さしめすが
	助	自治法(二六〇条)一時借入金
	副議長	休憩致します(午前十時五十分)
		再開致します(午後一時一分)
		質疑と打切を言いでせうか
		答へと唱へたり

宜野湾村役所

副議長	御異議の程は御座りませぬ。御質疑を打切ります。
〃	討論をお願いします。
ニ 番	原案に賛成致します。
〃	基本財産の処分は別にして可なりと思つて、是の全て やるべきもので、今更う何日か申すに依りて行つて可い。
〃	委員の報告も申上げたが、剰余金とも金額と比べて おりませぬ。本條を通り積之金で蓄積するに依り、取産う 健全ならしめられたるに、原案通り賛成致します。
副議長	では討論を打切ります。
〃	全員原案通り賛成したものと認めて可決を定致したものと 思ひます。が、是も乃ちの如く可決か。
〃	異議なしと唱うものあり。
副議長	御異議の程は御座りませぬ。議案第三号、基本財産 基金積之條例制定案を全會一致で、原案通り可決を 定致致します。
副議長	休憩致します。(午後五時五分)
〃	再開致します。(午後六時八分)
〃	日程第四議案第三号、消防車購入資金積之條例案 に上り提致致します。
〃	書記を朗読致します。
副議長	提案者より御説明をお願いします。
助 役	消防機體の整備強化は、都市町形能への進展と共にその

宜野湾村役所

副議長	必要の度令り又増しんもかたみります。その強化には金が伴うのであり、限られた市町村財政の現況で一口に多額の金費は到底望めざるをばらばら下、二、に積立金制限を設けその整備強化を計りたい。
副議長	賛成をお願します。
一三 番	消防機能は、政府の助成がなされるならば、日本では三分の一と補助をお願いするが、村として陳情し、二、三、がみまか
助 役	したと口は、
一九 番	購入資金積立條例のみまか第四條
一七 番	現在消防車を合致しますが寿命が能力に上りて、寿命に上りては車の整備もできず、四、五、年です。部品は、一部が部分的に故障の場合、新の整備の部品も使用して居、後二、三、年は大丈夫だと思ひます。能力に上りては、水を噴出す方が、消防車の消防車におとり、左か、持ております。
一七 番	寿命が一、二、三、年と口心細い、それが一、二、三、年後使用出来ると思ひ、
総務課長	これは、購入しなれば出来なと思ひ、新車では、
総務課長	七、五、年、一、二、三、年位で種類は違つが、これは政府の助成で、
一三 番	助成を受けるとしても、金額は得られな以下、二、三、の場合また返金は受けてない、本村と、二、三、の助成して行きた、
一三 番	消防車を購入するとなれば、莫大の金に上ると思ひ、村で、
一三 番	莫大の金に上ると思ひ、村で、

宜野湾村役所

助 役	さつ下、電話をダイヤル、公に取受、称う要望をされましたが、局と工務交通局より接済は済み、未だ出来てはいない。
二 番	積立を処分したものがあつたが、第四條の場合に臨時使用も出来る。消防車を購入するに百(一)百(一)しかかゝらなうが、説明によると、一台にかゝらうと思ひました。
助 役	目的として一台ですが、要望は、機材購入はなされ、出来ぬ。いつか総統的にして行なう。
一 九 番	壽命は新車で河津池が、専ら家の話で、普通タタキ、一、二、三、七、取り返へて、出来ぬと言つておりました。消防車は分る。
一 七 番	軍の持下の車から見た場合に、普通通型で、一、二、三、七、取り返へて、出来ぬ。消防車は分る。壽命は新車で河津池が、専ら家の話で、普通タタキ、一、二、三、七、取り返へて、出来ぬと言つておりました。消防車は分る。
総務課長	現在、百(一)百(一)と言つて、百(一)百(一)で、整備をすれば、河津池が分る。
一 九 番	村の消防車は必要の時、百(一)百(一)が、現在、百(一)百(一)か。
総務課長	二、四、五、の場合に修理、二、四、五、の時、莫夜であつたため、分るが、今、場合、常時番が居るが、大丈支むす。
一 九 番	軍の消防車は、百(一)百(一)で、消火に支障をきたすので、消火機、貯水池、及び、平井して、やつて、行くと、百(一)百(一)か。
助 役	水道事業で、消火機は、百(一)百(一)か、称うに、百(一)百(一)か、又、改修の、百(一)百(一)か。

宜野湾村役所

一七	番	が七、五〇〇ガロンがリヨウで、当分の大丈丈と思つう。
叻	改	現在石の石を水道事業で解決すると思つう。
副議長		質疑を打切らざるでせうか。
副議長		異議なしと唱へらるる。
副議長		御異議がござりまするでござりまするで質疑を打切ります。
〃		討論を依頼いたします。
〃	番	理由口許と違はれておますが、一度に金額を廻費する事は困難 をあり又当然これをほそおくとお出まらぬし、一日日早く解 決されることを待期して、原案通り賛成致します。
一三	番	水道の場合、消火栓の準備されて、政府へ二台の補助金を 陳情するものだとお望みして、原案に賛成致します。
副議長		討論を打切ります。
〃		唯今二番、一三番議員より、原案賛成の御意見が出ており ます。外に御意見をお願ひします。
副議長		地の字の稱うでござりまするで、議案第三六号と今會一致で賛成致した と思つうが。
副議長		異議なしと呼ぶ方が多かり。
副議長		御異議がござりまするでござりまするで、議案第三六号、消防車購入 資金積立條例案も、原案通り可決を定致致します。
副議長		日程第五議案第七号、實費精算條例設置提案を上げます。
〃		書記を朗読せしめます。

宜野湾村役所

副議長

日糧兼文議案第18号並野濱村税條例の一部を改正する條例案
を上提致します

書託をして朗読せしめます

副議長

提案者の御説明を願います

これは一月二日法九年の税法が改正に依りまして下本税例の
一部を改正した

一 番

税の向類をよります下 第一條の御説明願います

助 収

市町村税法の基本法が修正出来まして 村民税 固定資産税 車
業税に課する事に依りまして下 四等から消去

今までの條でね 播磨内で金額も示めて居るやうに依りました下
四等が基本法修正の條例が改正がなされて居りました下 基本法に
基の上で改正した

四等を條法人個人より別々に依りまして下 見取り別にした
四等これを改正したならば 基本法の網目が 五月期日付定めて
二期でも良いと思ふが 育教税と二請に依りし 負担が重くなると思
うが 基本法により三期に改めたと思ふ

四等五等條を動かして行つたと思ふ

い 変更特別所得と依りてしまし下 事業税に依りまして下 二種
加三つめに改正した

山 改められた 総所得から二方を控除した方がよりけられ 基本法
の改正で 基本法通りにした

山 基本法の改正により 二取にのりて 改正した

副議長	御要議の御座り申す事、継続して審議致します。
一三番	第一四條の二万兩の控除するに依り
助役	基本法で改められておる
副議長	休憩を省す(午後四時七分)
〃	再開を定す(午後四時三十分)
一四番	第一五條一項(市町村の第一項及び第四項の標準税率と異なる税率で事業税を課す場合)の條例に明書する必要は否んか、此が村におては必要でない、改正條文を入れなければ出来ぬと言ふことを入れた。
助役	質疑を打切り、言ひ下せながら、お諮り致します。
副議長	要議らしと唱うも有り
副議長	御質問の御座り申す事、下質疑を打切ります。
〃	討論を願ひます。
一三番	基本法が変れば、當然條例も変ふと思ひます、(下原案通り)賛成致します。
副議長	休憩致します(午後四時二七分)
〃	再開致します(午後四時三十分)
〃	討論の御座り申す事、打切ります、言ひ下せながら、お諮り致します。
〃	要議らしと唱うも有り
副議長	唯一三番議員より賛成討論が有り、よし、Eが全會で原案可決致したと思ひますが、他に御座りませんか。
〃	要議らしと唱うも有り

副議長	御異議がござらぬ称うでおります。議案第28号、宜野湾村税条例の1部を改正するの条例案を全会一致で可決を差致します。
副議長	日様等七議案第29号、手数料及使用料徴収条例の一部を改正する条例案を付議致します。
副議長	書記をして朗読させていただきます。
副議長	提案者の御説明を願います。
助 役	提案理由にもある通り、平均値に併せ、経済環境を考慮して改正した。
副議長	質疑をお願します。
一三 番	五月で五〇仙にした場合、年に幾位の増収になりますか。
助 役	五〇仙にした場合、三〇〇万、五セント、三、五〇〇万で、四〇〇万の増収
副議長	休憩を致します。(午後四時三十分)
副議長	再開を致します。(午後四時四十分)
一五 番	収入面は大々とも出来ないので、他市町村と比較した場合、
助 役	他市町村と比較して増える方もありませんかと思つて
一六 番	土地の使用料について、現存村、各市普天面で最も低く幾分か
助 役	調べたことがありませんか。
助 役	付率リ口知りませんが、普天面で一五〇〇、二〇〇〇とどう
五 番	使用料は最も限度がある、もう地は大抵とらつておられますかどう
助 役	してか。
助 役	これは御承知の通り、村の賦産を最も活用したと、村としては
助 役	二〇〇〇が、発展もと行くし、条例としては、二〇〇位のりくは持つて

宜野湾村役所

一五	番	この土地の使用権上での南題 村の割当土地に南題はどうか わがはくしては出来ぬかと思つて
助	役	七月一日附で解消になる
八	番	使用料賃賃料は権利の法上の素質と持った使用許可に於 つて作られると思つたが 永久的に家を建てた場合 建設を目的とした場合の使用料とは違ふのでは はつきりしませんが 公衆団体の場合は使用許可をもちて出来る 最も最近まで額は決めてあります。これは問題であると思ひます が今更のうちに適用せられたら
助	役	この場合使用料をうたつてある中で 南題では 賃賃の條例は未だ考へてない。その当時の状況を見て議會で 決めたいと思つておる
ニ	番	村は土地使用料はうたつてあります。物運はどうか條例にうたつ てあるか。
助	役	これは使用料の條例で 二ヶにはうたつて ありません。
ニ	番	福祉関係の事は 政府より派遣されておられますが 物運の使 用料を考へておられる。又他市町打とどうか。
助	役	村の難花にどうつたりあります。村が差支なければ出来るかと思つ ておられる。他市町でもせん。これは南題でどうか。
ニ	番	政府に貸してあるのは 取れるか 取れないか。
助	役	登記所口割で 福祉関係は取れないか と言う意味です。
副議	長	質疑を打ち切りたいと思ひますか。

宜野湾村役所

副議長	では討論を打ち切ると良いのでさうお諮りします
副議長	異議なしと唱うものあり
副議長	御異議がなす様うでありますので討論を打ち切ります
	表決致します
	五番議員八番議員の原案通り賛成との意見に賛成 の方挙手願います
	挙手した者(一七名)過半数でありますので議案第三号 手続料の便用料徴収條例の一部改正する條例案を原案 通り可決と定致します
副議長	休憩を省す(午後五時三十分)
	再開を省す(午後五時三十分)
一五番	スラッブ油類を早急にきつて予算処置をして行くべき ものは行くとしてこれを先にすへさだと思ひますので
	緊急動議を提出します
	賛成と唱うものあり
副議長	五番議員より提出された動議は成立しております
一ニ番	二の五消防隊條例等もあつて下日程通り進めようかた てを以て今の動議を止された意思とが分らぬ
	村長議長が不在でありますので議事日程通り進 めてまいります
一五番	今先き動議を提出致しましたが撤回致します
副議長	日程第八議案第三号村消防隊條例の一部を改正す

副議長	討論を願います。
一七 香	原案を賛成するものであります。危険を併う仕事であり補償がなされる場合もあろうので
副議長	討論を打切らざるでせうか。
副議長	異議なしと唱うものがありません。
副議長	御異議がなす村でありますので全會一致で可決したいと思ひます。
副議長	異議なしと唱うものがありません。
副議長	では全員御異議がなす村でありますので議案第... 村消防隊條例の一部を改正する條例案を原案通り可決 決定致します。
副議長	休憩をなさす(午後五時五十分)
副議長	再開をなさす(午後六時)
副議長	本日の日程はこれです。全部終了致しました。明日は午後 十時より開會致します。本日もこれで休會し散會致します (午後六時一分)

宜野湾村役所